

佐賀県告示第百十号

佐賀県同和对策推進協議会設置規程（昭和四十八年佐賀県告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第六条第二項中「人権・同和对策課長、こども課長、私学文化課長、消防防災課長」を「消防防災課長、人権・同和对策課長、こども未来課長」に改め、「、教育庁総務課長」を削り、「社会教育課長及び体育保健課長」を「体育保健課長、社会教育・文化財課長及び教育支援課長」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。